

青 環 保 第 5 7 6 号

平成26年 7 月23日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿

青森県知事 三 村 申 吾

(仮称)横浜町雲雀平風力発電事業環境影響評価準備書
に対する環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46の13の規定に基づき、環境影響評価法
第20条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますよう
お願いいたします。

(仮称)横浜町雲雀平風力発電事業環境影響評価準備書 に対する知事意見

対象事業実施区域は、希少な動植物が多数生息・生育する「ヒバリ平鳥獣保護区」に隣接し、鳥類をはじめとする動植物及び生態系に十分な配慮が必要な地域である。また、周辺では既に多数の風力発電施設が立地又は計画されており、対象事業実施区域は、風力発電施設が立地していない、残された回廊的な地域である。当該事業が自然環境に及ぼす影響に鑑み、環境影響評価の今後の手続を行うに当たっては、以下の事項について環境保全上の最大限の配慮を行うこと。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価書の作成に当たっては、「第四次青森県環境計画」に基づく環境配慮指針との整合を図り、各配慮事項への対応状況について記述すること。
- (2) 環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、専門家から意見を聞くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価書に記述すること。
- (3) 環境保全措置に係る事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。

2 個別事項

- (1) 造成工事に伴い発生する濁水について、仮設沈殿池による処理前後の水の濁りの程度をその根拠とともに示すとともに、冬季休工期間を含む排水の浮遊物質濃度管理の方法を明らかにすること。また、現状と比較して浮遊物質濃度が高くなる予測結果を踏まえ、追加の環境保全措置について検討するとともに、発生する濁水により、水生生物に影響を及ぼすおそれがある場合には、水生生物に関する追加の環境影響評価を実施すること。
- (2) 予測・評価に用いた超低周波音の諸元は、高さ78mで風速7.9m/sの弱風時のデータであり、環境影響が最大となる条件ではないと考えられることから、この風速等条件の数値を用いることの妥当性について説明すること。
- (3) 対象事業実施区域は多くの猛禽類の重要種の生息環境となっており、区域内での営巣が確認されない種であっても周辺での繁殖の可能性及び区域内を採餌場として利用している可能性があることから、樹林地域の環境保全に配慮するとともに、実行可能な範囲でバードストライクを回避・低減するための適切な環境保全措置を検討し、その結果を環境影響評価書に記述すること。

- (4) 航空障害灯による鳥類の衝突防止効果について明らかにされていないことから、航空障害灯の影響又は効果及び類似事例等を整理・検討した上で、適切に予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価書に記述すること。
- (5) 鳥類の衝突確率の予測については、不確実性の程度が大きいと考えられ、最大6日間程度の事後調査（行動確認調査及び死骸調査）では不確実性を補うための十分なデータが得られるとは考えにくいため、実施することとしている事後調査の具体的方法について、綿密な調査となるよう再検討し、その結果を環境影響評価書に記述すること。
- (6) コウモリ類の調査結果における飛翔高度を明らかにし、風力発電設備への衝突の発生について、予測及び評価すること。
- (7) トウホクサンショウウオについて、「生息地である樹林地は周辺に広く分布することから」「生息への影響は少ない」としているが、トウホクサンショウウオは産卵場から大きく移動しないと考えられることから、専門家から意見を聞くなどにより、産卵場からの移動範囲と改変区域を整理した上で、予測結果を再検討し、必要に応じて追加の調査、予測及び評価を行うこと。
- (8) ヒバリについて、つがい数を求める際のなわばりの面積として5,000㎡を用いることの妥当性について説明した上で、工事用道路の設置等による影響を加味して、繁殖への影響を予測及び評価すること。また、風力発電設備への衝突の発生についても予測及び評価を行うこと。
- (9) 風力発電設機建設ヤードにおける動植物の調査が一部行われていない部分があるため、専門家から意見を聞くなどにより調査方法の妥当性について再検討し、必要に応じて追加の調査、予測及び評価を行うこと。
- (10) 風力発電設備No. 4付近の樹林帯の一部伐開については、クロジなどの鳥類の渡りへの影響が想定され、また、風力発電設備No. 5の設置については、伐開に加え、設備の存在自体によってもノスリの営巣等に著しい影響が懸念されることから、風力発電設備の配置の変更等の環境保全措置及び事後調査の必要性について検討し、その結果を環境影響評価書に記述すること。
- (11) 樹林帯の一部伐開に伴い、風の通り道ができることによる植生退行が想定されることから、動植物、ひいては生態系への影響について検討した上で、段階的な伐開等の環境保全措置及び事後調査の必要性について検討し、その結果を環境影響評価書に記述すること。
- (12) 樹木伐採後の具体的な植樹範囲及び時期、さらには、植樹に係る事後調査の必要性について検討し、その結果を環境影響評価書に記述すること。